

小豆島町市場調査実施要領

1. 調査名称

小豆島ふるさと村再整備事業における民間活力導入サウンディング調査

2. 調査目的

小豆島ふるさと村には宿泊施設、道の駅・海の駅、体育施設等の各種施設が集積していますが、施設が老朽化し一的な利活用には至っていないことから、敷地全体のリニューアルが必要であり、令和3年11月に基本構想である『小豆島ふるさと村将来ビジョン』を策定し、令和6年2月には基本計画として『小豆島ふるさと村全体整備基本計画』を策定し、再整備に向け準備を進めてまいりました。

令和7年度には宿泊ゾーンを対象とした事業者公募の手続きを進めております。

引き続き、次年度からの公募及び具体的な事業化に向けて、民間活力を導入した事業スキームについて検討しています。

本調査は、当該事業における、事業条件の確定、公募準備を進めるため、民間事業者から意見や提案を求め、さらに民間活力を導入した事業展開を検討することを目的としています。なお、単なる既存施設の改修・補修ではなく、全面的なリニューアルを含む提案を求めています。

3. 対象施設の概要

調査対象施設は、下表のとおりです。

項目	概要
名称	小豆島ふるさと村
所在地	香川県小豆郡小豆島町室生 2084番地1
敷地面積	約8.1ha
施設形態	体験型・滞在型ファミリーレクリエーション施設
事業主体	小豆島町
管理・運営団体	一般財団法人 小豆島ふるさと村
主要施設	道の駅管理棟 地場産品販売所 夢想館 手延そうめん館 駐車場 運動場 室生体育館 テニスコート 交流広場 イベント広場 オリビアンシアター ファミリープール プール管理棟 ワインハウス うみちかふらっと（ワインハウス内） 釣り場施設 釣り場管理棟 プロムナード 交流ふれあい農園 オートキャンプ場 デイキャンプ場 等
アクセス	池田港から車で約5分、土庄港から車で約18分

小豆島町市場調査実施要領

4. 調査対象者

本調査に参加できるものは、民間企業、NPO 法人等の法人、個人事業主、各種団体等とします。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、調査対象者として認めないこととします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む）の規定に該当する者
- ② 参加申込時点で、小豆島町の指名停止措置を受けている者
- ③ 応募団体又は構成団体が法人格を有しない場合は、団体の規約及び事業計画を有していること
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者（ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす）
- ⑤ 次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ 国税又は地方税を滞納している者

小豆島町市場調査実施要領

5. スケジュール

本調査は、以下のスケジュールで実施します。

項目	スケジュール
① 実施要領の公表	令和8年1月8日
② 質問受付/ヒアリング参加申込の開始	令和8年1月8日
③ 質問受付の締切	令和8年1月19日17時
④ 質問回答の公表	令和8年1月28日（予定）
⑤ ヒアリング参加申込の締切	日程①：令和8年1月28日17時まで 日程②：令和8年3月2日17時まで
⑥ 事前調査アンケートの回答の締切	日程①：令和8年1月28日17時まで 日程②：令和8年3月2日17時まで
⑦ ヒアリングの実施	日程①：令和8年2月2日～令和8年2月6日 日程②：令和8年3月9日～令和8年3月13日
⑧ ヒアリング結果の公表	令和8年3月31日（予定）

6. 調査内容

当該事業に対する参入意欲や整備方針、事業スキームの条件・課題等、以下の項目について事前調査アンケート（Web）にて、事前にお聞かせください。

事前調査アンケートでは、事業内容、スキーム、事業効果等の簡易提案内容を求める。

ご回答いただいた内容に基づき、ヒアリングを実施します。

ヒアリングは1時間程度を想定しています。

- ・参入意欲
- ・整備方針
- ・事業スキーム
- ・行政への要望・意見等
- 他

小豆島町市場調査実施要領

7. 参加申込

(1) 質問受付、回答

以下の期間で、本調査に対する質問を受付けます。下記 URL から質問の入力をお願いします。

回答は、小豆島町 HP にて公表しますのでご確認ください。

受付期間	5.スケジュールのとおり
URL	https://logoform.jp/f/FvFJM
回答公表	小豆島町 HP にて公表

(2) ヒアリング参加申込

ヒアリングへの参加希望者は、以下の日時までに下記 URL から参加申込をお願いします。

※ヒアリングは、対面若しくは WEB での実施を想定しています。

※ヒアリングの日程は、先着順で調整します。

受付期間	5.スケジュールのとおり
URL	https://logoform.jp/f/JtLdL

(3) 事前調査アンケートの回答・提出

ヒアリングへの参加申込者は、以下の日時までに、下記 URL から事前調査アンケートに回答をお願いします。

ご回答いただいた内容に基づき、ヒアリングを実施します。

受付期間	5.スケジュールのとおり
URL	https://logoform.jp/f/UHHbq

事前調査アンケート回答の際は、HP に公表している以下資料をご確認の上、ご回答ください。

資料 No.	資料名	資料概要
資料 1	事業概要書	当該事業の概要を記載した資料
資料 2	基礎資料	小豆島ふるさと村の基礎情報を記載した資料
資料 3	バーチャル現地見学資料	現地の様子をご覧いただける資料

小豆島町市場調査実施要領

8. 留意事項

(1) 資料の取扱い

公表した資料等については、ヒアリングへの参加申込みをいただいた事業者が回答の参考にする資料となります。本調査以外の目的のために対象資料を利用することは禁止します。

(2) 費用負担

本調査への参加に要する費用は、事業者の負担となります。

(3) 今回の参加実績の取扱い

本調査への参加実績は、当該事業に係る今後の公募事業等において、参加要件や評価の対象とするものではありません。

(4) ご意見の取扱い

事前調査アンケートやヒアリングでいただいたご意見は小豆島町HPにて公表します。また、現在の検討の基礎資料として活用する場合がありますのでご了承ください。なお、事業者名や事業者ノウハウに係る部分は、特定されないよう配慮します。

(5) 追加対話への協力

本ヒアリング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力ををお願いいたします。

9. 問い合わせ先

その他、不明な点等がございましたら、下記の事務局までご連絡をお願いします。

事務局	： 小豆島町 商工観光課 (担当：岡、石田)
Mail	： olive-shoko@town.shodoshima.lg.jp

小豆島町市場調査実施要領

【参考1】小豆島ふるさと村の再整備について

『小豆島ふるさと村将来ビジョン』におけるエリア区分を踏まえ、敷地形状や地形、土地区分を加味して、『小豆島ふるさと村全体整備基本計画』を策定し事業を進めています。

詳細は、下記小豆島町HPにてご確認ください。

<https://www.town.shodoshima.lg.jp/gyousei/kakuka/shokokanko/8951.html>

【参考2】かがわPPP/PFI地域プラットフォームとの協働

本調査は、第15回かがわPPP/PFI地域プラットフォームにおけるサウンディング調査と連携し、実施します。

かがわPPP/PFI地域プラットフォームとは、株式会社百十四銀行、香川県、高松市、株式会社日本政策投資銀行が連携し、香川県内における官民の連携を強化して、PPP/PFI手法を取り入れた案件形成を促進する目的で設置されたプラットフォームです。

詳細は、下記HPにてご確認ください。

<https://www.114bank.co.jp/ppp-kagawa/>

以上